

福知山市産後ケア事業（通所型：集団）業務委託仕様書

- 1 事業名 令和8年度福知山市産後ケア事業（通所型：集団）業務委託【ガーデンケアふわり】
- 2 契約履行期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日
- 3 契約履行場所 大呂ガーデンテラス
- 4 事業の目的

母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第17条の2及び福知山市産後ケア事業実施要綱（平成29年福知山市告示第76号）に基づき、家族等から産後の十分な支援を受けることができない等の理由により、育児支援を必要とする産婦及び乳児に対し、心身の安定と育児不安を解消するとともに児童虐待の未然防止を図ることを目的とする。

5 実施主体

産後ケア事業の実施主体は、福知山市（以下「市」という。）とする。

市は、上記の目的を達成するため、法第17条の2、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第7条の2及び第7条の4並びに産後ケア事業ガイドライン（令和7年3月28日付けこ成母第402号こども家庭庁成育局母子保健課長通知）に基づき、産後ケア事業について適切な事業運営が確保できると認められる医療機関、助産所、事業者等（以下「受託者」という。）に委託するものとする。

6 対象者

産後ケア事業の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する出産後1年を経過しない産婦及び乳児で産後ケアを必要とする者
- (2) その他市長が特に支援を必要と認める者

7 業務内容

(1) 事前準備

① 客室及び託児室の確保・準備

- ・令和8年4月～令和9年3月までの間に計56回実施する。実施曜日は原則、水曜日及び金曜日とする。（ただし、左記以外の曜日に依頼することもある）
- ・本市が指定する客室3室と託児室1室を利用し、サービスを提供すること。（親子1組につき客室1室を供する。）
- ・乳児用の布団及び託児にかかる物品を市と協議し事前に準備する。
- ・利用当日のスケジュール設定は市が行い、事業のチラシ等も市が作成する。

② 予約確認等

- ・予約状況の確認（予約状況や利用者について、こども家庭支援課より受託者に連絡する。）
- ・産後ケア事業の実施について、こども家庭支援課と十分な打ち合わせを行う。

- (2) 事業当日の対応（10時～15時まで）※状況により時間を変更する場合あり

① 託児室準備（布団やおもちゃ等の準備）

② 利用者の受付・案内

- ・利用者自己負担額（1,000円）の徴収及び領収証の発行
- ・母子健康手帳に記入（産後ケアの記録ページに記入）
- ・利用から帰宅までのスケジュール説明
- ・託児に係る情報収集

③ 託児（託児室で児の保育を行う）

- ・希望者には児の体重測定を行う。（検定付体重計は受託者が準備する）

④ 産後ケアの提供

- ・産婦の母体の管理に関する指導
- ・産婦の心身のケアに関する指導（産婦の休養を含む）
- ・授乳、その他母乳による育児に関する指導
- ・育児に関する指導や相談
- ・その他市長が必要と認める保健指導

⑤ カフェタイム（終了前45分程度）

- ・参加者同士が交流できる場を設ける。
- ・助産師または保健師が同席し、カフェタイムの進行や相談対応をする。
- ・カフェタイムの内容についてはこども家庭支援課と事前に打ち合わせを行う。

⑥ 帰宅準備

- ・利用後のアンケート依頼
- ・忘れ物確認

(3) 事後処理

① 業務の実施報告

実施月毎に利用件数を取りまとめ、事業実施結果報告書に記入し翌月10日までに市に提出する。

② 書類の管理

受託者は、業務に関する内容を記録した書類を整備し、実施年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(4) 従事者について

- ・毎回、必ず助産師または保健師1名が従事すること。
- ・助産師または保健師1名のほかに保育士、看護師、産後ケアリストいずれかの資格を有する者の中から3名が出務し、保育等を行う。

(5) 利用者への食事の提供

- ・サービス提供日が月曜日または水曜日の場合は、利用者から事前に予約を受け、当日の食事を提供する。
- なお、食事提供に係る実費は受託者が利用者から徴収する。

8 利用の申請及び承認

産後ケア事業を利用しようとする者は、市に申請を行い、市が利用者を決定する。その後、市は受託者に、産後ケア事業利用者（以下「利用者」という。）に関する情報提供を行う。受託者は利用者に対して業務を実施するものとする。産後ケア事業通所型サービス（集団）は、1回の出産につき7回の利用限度とする。

9 利用者負担

受託者は、当該事業のサービスに要する費用の一部（以下「利用者負担金」という。）として、1回につき1,000円を利用者から徴収する。ただし、次の各号のいずれかの世帯に属する者については、利用者負担金を徴収しないものとする。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 市民税非課税世帯

10 委託料の支払いについて

本事業に係る委託料は4回に分けて前払いとする。

1.1 情報の連携

市及び受託者は、産後ケア事業の実施に当たり必要な情報について、関係機関と情報の連携を図り、産婦の健康の保持及び増進に努めるものとする。

1.2 業務の調査等

市は、必要があると認めるときは、いつでも業務の処理状況を受託者に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

1.3 個人情報の保護及び守秘義務

この事業に従事する者（受託者を含む）は、業務上知り得た個人情報その他の秘密を他に漏らしてはならない。その職に従事しなくなった後においても同様とする。

詳細については、別記2「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」のとおりとする。

1.4 その他

- (1) 産後ケア事業の実施に当たっては、母子への安全面（窒息や転倒・転落等）について十分な配慮をすること。母の休養のために児を預かる場合は、短時間であっても児のみの状況とならないように留意し、特に、児の睡眠中は乳幼児突然死症候群予防のための対策をとること。
- (2) 受託者は、施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者および業務従事者の安全確保に努めること。
- (3) 受託者は、食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
- (4) 受託者は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、市及び受託者が協議するものとする。